

化学工学論文集の投稿ならびに出版に関する不正行為防止 のためのガイドライン

公益社団法人 化学工学会
論文誌編集委員会

公益社団法人化学工学会論文誌編集委員会は、化学工学会が出版する化学工学論文集における不正な論文の投稿ならびに出版の抑止を図り、本論文誌の学術的かつ社会的信用を確保するために、不正行為の定義を明確にし、不正行為が行なわれた場合の対応を以下の通り定める。

1. 投稿ならびに出版に当っての不正行為

1) 二重投稿、二重出版、自己剽窃

印刷物、電子出版物を問わず、自らが既に発表した論文あるいは投稿中の論文と、一部あるいは全てが本質的に同じ内容の論文を、同じ言語あるいは他の言語で学術雑誌に投稿あるいは発表する行為。

ただし、下記の場合は二重投稿、二重出版、自己剽窃に該当しない。

- (i) 特許公開公報・特許公報等
- (ii) 大学の学士論文・修士論文・博士論文・テクニカルレポート等
- (iii) 化学工学会あるいは他の学会の大会・研究会・学術論文に相当しない国際会議等の予稿集・プロシーディング等
- (iv) 企業の技報等
- (v) 新聞記事等

2) 剽窃

既に発表された他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文中の文章および図の一部あるいは全てを、当該研究者の了解ならびに適切な引用をせずに流用する行為。

3) 捏造、改ざん

捏造は、存在しないデータや研究結果等を作成する行為。改ざんは、データや研究結果を本来正しくないものに加工する行為。

4) 分割出版（サラミ出版）

一本の研究論文で発表できる研究内容を複数の論文に分割して出版する行為。

5) 不適切なオーサーシップ

著者としての資格を有しない者を著者とする行為（ギフト・オーサー、ゴースト・オーサーなど）、もしくは著者としての資格を有する者を故意に除外する行為（ゴースト・オーサー）。なお、著者は下記の条件のすべてを満たすものとする。

- (i) 研究の構想、デザイン、データの分析や解釈に直接携わったもの
- (ii) 論文の執筆、改訂に直接携わったもの
- (iii) 投稿前に、最終版の出版に合意したもの
- (iv) 論文の内容に関する説明責任を果たすことに同意したもの

2. 不正行為が行なわれた場合の対応と罰則

(1) 対応

- ・本論文誌に投稿あるいは掲載された論文に対して、いずれかの不正行為の疑いが生じた場合は、まず連絡著者にその真偽を確認する。連絡著者が不正行為を認めない場合、連絡著者の所属機関に、証拠とともに不正行為の疑いがあることを連絡し、事実関係の調査を依頼する。なお、不正行為の成否が確定するまで、投稿論文に関しては、その審査および出版予定を停止する。不正行為か否かが確定した場合には、その旨を著者全員に通知する。
- ・本論文誌に投稿された論文が、いずれかの不正行為に相当した場合、当該論文の受付、審査、掲載決定、出版予定を取り下げる。取り下げの通知は、連絡著者に送付する。
- ・本論文誌に掲載された論文が、他誌に対するいずれかの不正行為に相当した場合、優先度が低い本論文誌の掲載を撤回する。
- ・他誌に掲載された論文が、本論文誌に対するいずれかの不正行為に相当する場合、優先度が低い他誌に掲載の撤回を依頼する。なお、この場合、優先度が高い本論文誌の掲載を取り下げることもある。
- ・掲載の優先度とは、掲載日もしくは著作権譲渡日を比較し、日付が早い方を優先度が高いとみなす。

(2) 罰則

当該論文の著者が一人でも含まれる新規投稿を、当該論文の取り下げが決定した日より1年間受理しない。ここで、当該論文の取り下げが決定した日とは、編集委員会が連絡著者もしくは連絡著者の所属機関から不正を認めた旨の書面を受理した日とする。